

私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書

私立の中学校、高等学校及び中等教育学校は、おのこの建学の精神に基づき、特色ある教育を積極的に展開し、公教育の発展に大きく寄与している。

少子高齢化が進行し、人口減少が社会経済に与える影響が深刻さを増す中、今後も我が国が国力を維持し、発展していくためには、将来を担う子どもたちの育成が重要であり、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」においても「未来への投資」として「人への投資」を促進する政策を展開し、質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むことが明記されている。

学校運営の効率化、教職員の資質向上と負担軽減など様々な課題に対応し、学校のICT環境、学校施設の耐震化及び空調・換気設備等の整備、省エネ・脱炭素化対策や国が推進する高等学校段階からの海外留学等について取組を進めていくためには、国による支援策の充実が不可欠である。

また、授業料支援については、私立高等学校において年収 590 万円を境に生じている支援金格差の是正とともに、私立中学校の生徒に対する経済的支援の拡充や、現行の就学支援金制度等では負担が十分に軽減されない保護者を対象に教育費を税額控除する制度の創設が求められている。

教育は国の将来の発展に重要な役割を果たすことから、公教育の一翼を担う私立学校に対しても、国の全面的な財政支援が必要である。

よって、国においては、私学教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、一層の充実を図ることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日

岡山県議会

(提出先)

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長